

平成 26 年

第 2 回市議会定例会 議案第 9 号

函館市民会館条例の一部改正について

函館市民会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 6 月 12 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市民会館条例の一部を改正する条例

函館市民会館条例（昭和 45 年函館市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第 6 条および第 7 条を次のように改める。

（利用料金）

第 6 条 使用者は、会館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、指定管理者が、会館の施設にあつては別表第 1 に、会館の附属設備または備付物件にあつては別表第 2 に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。

4 利用料金の支払方法については、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

（利用料金の不還付）

第 7 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。

第14条第1項中「（昭和22年法律第67号）」および「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第1備考以外の部分中「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表備考第1項、第2項および第3項各号列記以外の部分中「の使用料」を「の利用料金」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表備考第4項中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第5項中「基本使用料」を「基本利用料金」に、「使用料として徴収する」を「利用料金として支払わなければならない」に改め、同表備考第6項を削り、同表備考第7項中「とき」を「場合」に、「暖房料」を「暖房に係る利用料金」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に、「徴収する」を「支払わなければならない」に、「第5項」を「前項」に、「係る使用料」を「係る利用料金」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考第8項を同表備考第7項とする。

別表第2表の部分中「使　用　料」を「利　用　料　金」に改め、同表備考第1項および第2項中「この表」を「上表」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第3項中「この表」を「上表」に、「使用料」を「利用料金」に、「徴収する」を「利用料金として支払わなければならない」に改め、同表備考第4項中「徴収する」を「勘案して市長が別に定める額を利用料金として支払わなければならない」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正後の第6条、第7条、別表第1および別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた許可に係る使用および施行日前にされた許可に係る施行日以後の使用（函館市民会館条例別表第1に規定する時間区分を超える使用および暖房の使用ならびに附属設備または備付物件の使用（以下これらを「超過等使用」という。）に限る。）について適用し、施行日前の使用および施行日

前にされた許可に係る施行日以後の使用（超過等使用を除く。）については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、当初許可（施行日前にされた許可で施行日以後の使用に係るもの）について変更許可（施行日以後にされた許可で当初許可の内容を変更するもの）がなされた場合における当該変更許可に係る使用（超過等使用を除く。）については、当該当初許可に係る使用料を施行日前に納付していない場合で、当該変更許可に係る使用について改正後の第6条第2項および別表第1の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による利用料金の額（以下「変更後額」という。）が、当該変更許可の当初許可に係る使用について改正前の第6条第1項および別表第1の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による使用料の額（以下「当初額」という。）を超えないときは、変更後額に相当する額を改正前の第6条、第7条および別表第1の規定が適用される使用料とみなし、変更後額が当初額を超える場合は、当初額に相当する額を改正前の第6条、第7条および別表第1の規定が適用される使用料とみなし、変更後額と当初額との差額に相当する額を改正後の第6条、第7条および別表第1の規定が適用される利用料金とみなす。

#### （提案理由）

市民会館の使用に係る料金を指定管理者の収入として收受させることとし、および規定を整備するため